

区内業者としての取扱いの届出について

中央区内に本店又は代理人を置き、区内営業所・支店・支社（以下「区内営業所という。」）を設置している業者の方が、「区内業者」としての取扱いを受けるには、「区内営業所届出書」（以下「届出書」という。）を提出していただくこととなります。

届出書の提出がない場合又は提出された書類に疑義がある場合若しくは必要な要件を備えていないと判断した場合には、区内業者として取扱いません。また、必要に応じて区職員が訪問し調査します。

1 届出書の提出が必要となる業種

- ① 工事
- ② 印刷
- ③ 建物維持管理業務（建物清掃、電気・暖冷房等設備保守、警備・受付）

2 「届出書」記入要領

「届出書」は、中央区との契約に係る営業担当者が責任をもって行い、必要事項をすべて記入の上、区からの問い合わせに応じられるようにしてください。

○「7 本店及び営業所の内容」

① 本店所在地

ア 7桁の郵便番号を干印の後に記入し、都道府県から省略せずに記入してください。

イ ビル名、部屋番号等がある場合には、スペースに記入してください。

② 区内営業所の名称

ア 代理人を置いている場合、〇〇支店、〇〇営業所のように記入してください。

イ 中央区と契約する区内営業所が本店（本社）の場合は、「同上」と記入してください。

③ 区内営業所の所在地

②のアの場合のみ記入してください。

中央区と契約する区内営業所が本店の場合には、記入不要です。

④ 従業員数

提出日現在の事業者の総従業員数と区内営業所の従業員数をそれぞれ記入してください。なお、ここでの「従業員」は直接的な雇用関係にある者をいい、派遣社員、出向社員、パート、アルバイト等は含みません。

⑤ 区内営業所総面積

区内営業所の総面積（床面積）を記入してください。

⑥ 営業所形態

区内営業所について自社ビル又は賃貸に○をし、それ以外はその他に記入してください。

⑦ 備品状況

区内営業所に設置してあるパソコン台数及び電話回線数並びに電話機台数を記入してください。

⑧ 印刷工場の所在地、印刷機情報

「印刷」業種の方のみ記入してください。

所在地については、①のア、イと同じです。

記載例に従って、「機種名」、「性能」、「台数」を記入してください。

印刷機の機能に応じて印刷機保有台数計を4色以上、2・3色以上、単色ごとに入力してください。「製本部門」、「製版部門」、「出張校正室」の欄は、それぞれ有無を選択してください。

⑨ 区内営業所の建設業許可番号

「工事」業種の方のみ記入してください。

ア 「区内営業所」とは、①又は③の一方が区内の場合にはその一方を、①及び③の双方とも区内の場合には③を指します。

イ 作成時点の建設業許可について、国土交通大臣許可又は東京都知事許可の種別に○印を付けるとともに、特定又は一般の種別ごとに許可番号を記入してください。

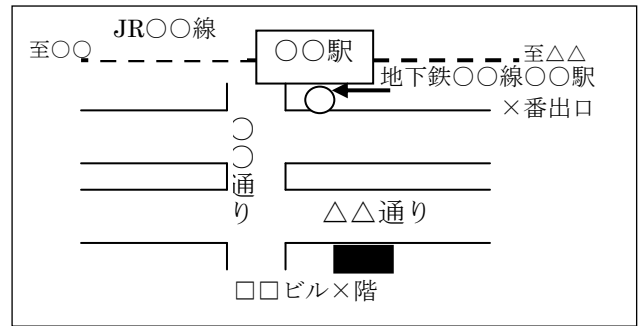
⑩ 区内営業所の許可業種

「工事」業種の方のみ記入してください。

区内営業所の許可業種の全てについて、業種番号（一般・特定別注意）に○印を付けてください。

⑪ 区内営業所の案内図

- ア 最寄の鉄道駅から区内営業所までの道順がわかる略図を右図の例により記入してください。
イ 中央区営業所の位置は■で示してください。



3 添付書類

区からの指定により、下記の項目から区内営業所が許可、届出を受けていることが確認できる書類及び権利を証する書類を添付していただきます。

- ①建設業許可書又は建設業の許可申請書副本の写し
- ②警備業の届出書、認定書等の写し
- ③一般廃棄物収集運搬許可申請書の写し
- ④区内営業所が自社ビルの場合：不動産登記簿謄本の写し又は固定資産税評価証明書の写し等
区内営業所が賃貸借物件の場合：不動産賃貸借契約書の写し等
- ⑤その他、区が必要と認めるもの

4 必須要件（すべての要件を満たすこと）

- ①届出書をはじめ、提出された書類に関して疑義がないこと
- ②営業所が独立した事務所であると社会通念上認められること
- ③休業日以外は、従業員が常勤していること

5 その他

- ①届出書の内容と実態に相違がある、又は疑義がある場合は、区内業者として取扱いできません。
- ②いわゆる「名ばかり営業所」は認めません。
- ③疑義がある場合には、別途公共料金（電気、ガス、水道、電話）、プロバイダの領収書等を提出していただきます。
- ④営業時間中であるにもかかわらず、「訪問しても留守である」「電話が区内事業所以外の場所に転送されることが度重なる」等の場合、区としては独立した事務所であると社会通念上認められないと判断します。
- ⑤区内営業所の所在地等を確認するために後日、区職員が訪問する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑥届出書に変更が生じた場合は、「区内営業所変更届出書」を提出してください。（変更事項に基づき改めて届出書を作成の上変更事項を証する書類とともに添付してください。）